

建設産業常任委員会

1 開 議 平成30年6月19日(火) 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第53号 大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について

4 その他

行政視察報告書執行部提出について

建設産業常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席
副委員長	弓座秀之	出席
委員	星雅人	出席
	前野良三	出席
	小野寺尚武	出席
	小林正勝	出席

当局	産業振興部長 藤原和美	出席
	商工観光課長 磯一彦	出席

事務局	菊池康弘	出席
-----	------	----

傍聴者	中川雅之	議員
-----	------	----

◎開 会

午前 9時57分 開会

○委員長（高瀬重嗣君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

当局の出席者は、産業振興部長、商工観光課長です。

◎議案第53号 大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、日程に従い議事に入ります。

済みません、傍聴の申し出がありますので、これを許可してよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 傍聴を許可します。

（傍聴者入室）

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、日程第1、議案第53号 大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（藤原和美君） 議案第53号 大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレットのほうをごらんいただきたいと思います。今回の改正は、ビジネス等で本市を訪れるお客様、それから観光客の皆様の取り込みのための宿泊施設、来たのだけれども、日帰りしてしまう。交通の便も新幹線の便もいいものですから、日帰りしてしまうお客さんがいるのですが、そういう方の宿泊施設の立地促進を主な目的として改正をご提案申し上げるものです。

改正点としては3点ございます。1点目は、ホテル等に奨励金を追加するものでございます。2点目は、法律の名称変更に伴うものでございます。3点目は、端数処理に関する改正でございます。

詳細につきましては、商工観光課長のほうからご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（磯 一彦君） それでは、議案第53号についてご説明申し上げます。

議案はタブレットの305ページからになります。ちょっと飛ばしていただきまして、309ページに新旧対照表のほうをごらんいただければと思います。まず、第1条中に及び市内立地企業の振興を加え、第2条第2号中に農村地域工業等導入促進法、こちら法律の名称が変わりまして、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に、それから工業等導入地域を産業導入地域に改めまして、第3号、都市計画法上の区域を2つに分けまして、第3号中のほうを用途地域、都市計画法第19条第1項の規定により定められたも

とある都市計画の用途地域を新たに追加し、以下号がずれまして、第4号中、都市計画法第19条第1項の規定により定められた大田原市の都市計画を削除し、第3条第1項中、新設するを新設または増設に改めた。

310ページ、第1項第3号の次に第4号をホテル立地奨励金を加え、別表中各奨励金の交付の期間及び額の欄、こちらの表現を1万円以下から1万円未満に改め、企業等立地奨励金の次に、ページずれまして、312ページになります、次のように加える。区分、ホテル等立地奨励金、交付の要件、次の各号の全てに該当すること。第1号、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業または同条第3号に規定する旅館業に係る企業等であること。

第2号、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員の内部及び当該暴力団または当該暴力団員と密接な関係を有する企業等でないこと。

第3号、次に掲げる要件を満たすホテルまたは旅館、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設を除くを新設し、または増設していることとし、まずはアとして新設、用途区域内または市長が特に必要と認める地域に土地を新たに取得し、または賃借して新築したものであって、客室が30室以上であること。イとし、増設の場合は、市内で10年以上ホテル営業または旅館業をしている企業等であって、客室を10室以上増設し、増設後の客室が30室以上であること。

第4号とし、常時雇用している従業員が5名以上である。

次に、交付の期間及び額とし、事業を開始した年の翌年度、ただし翌年度に事業所の新設または増設に係る固定資産税が賦課されない場合は、翌々年度から5年間に限り毎年度交付するものとする。奨励金の額は、事業所の新設または増設に係る固定資産税相当額の10分の10以内の金額とし、1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。ただし、増設に係る固定資産税相当額は、土地にあっては増設のため新たに取得または賃借した土地とし、家屋にあっては増設した部分とし、償却資産にあっては増設した年度と同一年度において増設に伴い取得したものとする。

307ページに戻りまして、附則とし、この条例は公布の日から施行するものとするものでございます。

以上、審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） ご説明ありがとうございました。こちら地元の組合さんとのやりとりみたいなもの、情報交換等あったと聞いているのですけれども、そのやりとりの内容等どんな案件が出て、どのように対応したかということをお伺いできればと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（磯 一彦君） 組合の方全員と、あと組合に関連する方、市内の事業主さん、組合以外の方もおいでいただきまして、打ち合わせをさせていただきまして、今回の改正の内容について説明させていただきました。6月6日に説明させていただきました。組合長さんのほうには、5月の全員協議会のと

き、同日に連絡はさせていただいて情報は提供してございます。

6月6日に説明させていただいた中では、新たに大きなところがあると、ちょっと脅威であるというような意見もいただいておりますが、既に営業されている方々に対してもこの優遇措置は受けられるものであって、既に営業されている方々に対しては、この条例改正とは趣旨は違ってしまおうのですが、既に営業されている方には融資制度もあるし、補助制度もあるということは説明させていただいております。

条例に関しては大体そんなところで、ちょっとほかに別の意見なのですが、余り詳しく言ってしまうとよろしいかどうかあれなのですけれども、交通機関、タクシー等と呼ぶのになかなか台数が今少ない状況で、すぐに来てくれないような状況があるが、そういった点も業界さんのほうにちょっと都合していただいているような方法があれば、営業のほうはなおよろしいのかなというような、ちょっと条例には関係ない意見なのですが、そういった意見も頂戴しているところです。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 星委員。

○委員（星 雅人君） この前一応説明ということで反対とかということではなく、説明をしてご理解いただいたというふうに認識してよろしいのかどうか、お伺いします。

○委員長（高瀬重嗣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（磯 一彦君） ちょっと新たな場合には協議もあるかと思っておりますが、こういった制度自体設けてもらえることはありがたいと思っております。

○委員長（高瀬重嗣君） 星委員。

○委員（星 雅人君） ありがとうございます。ちょっと内容のほうで伺いたいのですけれども、表の中に入っている（3）のイの増設に関しては、10年以上ホテル営業をしている企業にということであるのですけれども、先ほど対象になっていらっしゃる市内企業さんというのは10年以上に満たない企業さんもいらっしゃるのか、そこら辺確認をされていたら教えていただければと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（磯 一彦君） 組合の事業所さんではみんな10年以上操業していると確認済みです。

○委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 先の全協のときも説明のときも私もちょっとお聞きしたのですけれども、みんな条例に網羅されているなど、こう思っております。ところで、このビジネスということで、大田原市にこれまでビジネスのということでおいでになっている方、また総じて企業で新しく企業誘致で来られるであろうというのを見越していらっしゃるのだと、こう思うのですけれども、これまでに大田原のそういったビジネスとか観光でお泊まりになる方もいます。どのくらいの人数を把握してくださっている、大田原市。大体で結構ですけれども、またこれからどのように、伸びるのが一番いいのですけれども、伸ばしていく予定なのか、その企業誘致の結果。

あと、当局としては部屋数をどのくらいふえれば、当座考えているのかどうか、そこらも。

○委員長（高瀬重嗣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（磯 一彦君） 宿泊者数なのですが、2017年で上半期、毎月の人数なのですが、1月が6,500、2月が5,600、3月が1万1,400、4月が9,400、5月が1万200、6月が8,100、上半期時点の集計なのです。

が、半年合計で5万1,600人が宿泊で市内に来ていると確認しております。この人数なのですが、現にそのビジネス関係の方というのは、ちょっと交通の便とか次の日に帰るとか、そういったことを考えると、西那須野駅近辺とか那須塩原駅近辺に泊まってしまっている可能性もあると思われるのですが、ちょっとそちらの数は把握できませんので、何ともわからないところです。そういったことを考えますと、市内交通の便のいい部分に宿泊していただいて、次の日のことも考えて二次交通も含めまして、すぐにお帰りになれることも可能、観光に出かけることも可能というような位置に少しでもふえればいいのかなど思っているところでございます。

現在の収容定員なのですが、市内業者さんに確認しましたところ24施設ございまして、1,380人の収容人数がございまして。こちらの市内広範囲にわたっておりますので、もし例えば新たにどこか誘致していただけるということであれば、1件ぐらい来てもいいのかなと思いますし、あとは小規模旅館を排除するわけではございませんので、市内の今まで操業されていた方々が10室なり、20室なりふえるということがあってもよろしいのかなと。市内の業者さんが盛り上がっていただけるというふうにご考えているところでございます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第53号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号 大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

以上で当局提出の付議事件の審査は終了いたしました。当局の皆さん、ご苦労さまでした。

（当局退室）

◎その他

行政視察報告書執行部提出について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、その他、行政視察報告書執行部提出に入ります。

先月に行われました行政視察の報告書の執行部提出について、皆さんのご協力をもちまして報告書が完成しまして、タブレットに掲載いたしました。これを執行部に提出いたしたいと思いますが、皆さんから何かありますか。

星委員、どうぞ。

○委員（星 雅人君） 細かいことですが、3ページが改行がずれているところがあって、文の途中で改行して、次の項に行ってしまうところがあったので、その点修正をお願いできればと思います。
3ページの下から2つ目の項目が、つながっている文章が切れてしまっているのです、それだけです。
以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、3ページの改行のところを修正した上で、この報告書を全員協議会において全議員に発表し、執行部に提出することといたします。

◎散 会

○委員長（高瀬重嗣君） 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。
これにて建設産業常任委員会を散会いたします。
ご苦労さまでした。

午前10時14分 散会